

普代村健康ポイント事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村民の健康意識の向上及び健康づくり活動の促進を目的とし、特定健康診査・各種ガン検診の受診、健康増進・介護予防事業への参加等を対象として実施する普代村健康ポイント事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 事業の対象者が第5条に規定する対象活動に取り組むことにより付与されるポイントをいう。
- (2) ポイントカード 対象活動に取り組むことにより付与されたポイントを記録するカードをいう。

(対象者)

**第3条** この事業の対象者は、村内に住所を有する満18歳以上の者とする。

(参加申込)

**第4条** この事業に参加しようとする者は、参加申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の参加申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、当該申込者にポイントカード(様式第2号)を交付する。

(対象活動及びポイントの付与)

**第5条** ポイントの対象活動は、別表に定める健康づくりに資する活動等とする。

- 2 付与されるポイントは、別表で定める区分に応じたポイントとする。
- 3 ポイントの付与は、対象活動の主催者にポイントカードを提示し、押印により行うものとする。

(ポイントカードの再発行)

**第6条** 参加者は、ポイントカードを紛失し、破損し、又は汚損したときは、第4条の規定による参加申込を再度行い、ポイントカードの再交付を受けることができる。

- 2 ポイントカードの紛失、破損、汚損により付与されたポイントが判別できないときは、当該ポイントは無効とする。ただし、紛失したポイントカードを発見したこと等によりポイントを確認できる場合は、再交付したポイントカードに合算することができる。

(ポイントの交換)

**第7条** 参加者は、付与されたポイントが50ポイント以上になったときは、50ポイントにつき、普代商工会が発行する普代村共通商品券5,000円分と交換することができる。

2 前項によるポイントの交換を受けようとするときは、村長に申し込むものとし、村長はその内容を確認の上、普代村共通商品券を交付するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表 (第5条関係)

対象活動	ポイント
(1) 特定健康診査の受診	5
(2) 特定健康診査結果説明会への参加	2
(3) 人間ドックの受診	5
(4) 各種ガン検診の受診	2 (検診ごと)
(5) 健康増進・介護予防に関する事業のうち村長が指定するもの	1 (1回ごと)
(6) 目標達成 (上記(5)のうち目標値が設定されているもの)	3以内で別に定める